

公告別表2 評価基準

番号	区分	大項目	中項目	分類別 配点	様式	評価の視点
1		基本 事項 技術 点	【実施体制】 業務スケジュール	5	B	<p>◆契約締結から業務開始までの準備期間及び準備期間中の業務スケジュールは、本業務を遂行するために妥当なものであるか。</p> <p>◆業務開始後の年間スケジュールは、本業務を遂行するために妥当なものであるか。</p>
2			【実施体制】 業務フロー	5	C	<p>◆契約締結から業務開始までの準備期間中の業務フローは、本業務を遂行するために妥当なものであるか。</p> <p>◆業務開始後の業務フローについて、建物の安全・品質向上のための具体的な提案があり、十分に機能するものであるか。</p> <p>◆施設管理者、施設所管課、包括担当課等関係者との情報共有における具体的方策があるか。</p>
3			【企業の実績】 施設の保全に関する 業務実績	10	D	<p>◆地方公共団体から修繕業務を含む施設包括管理業務を受託した1業務当たりの実績（事業開始から1年以上経過したものに限る。）の最多対象施設数で評価する。 計算式：（実績対象施設数/128）×10（小数点第3位四捨五入）</p> <p>(1) 共同事業体として受託した実績については、代表事業者として受託した場合のみ評価する。</p> <p>(2) 1施設あたりの面積が80㎡以上のものを対象とする。</p> <p>(3) 実績対象施設数が128以上の場合は、10点とする。</p> <p>(4) 業務実績を証明できる契約書の写し等を添付すること。</p>
4			【地元経済への配慮】 市内事業者の参加の有無	5		<p>◆長崎市物品等競争入札有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」（以下「市内事業者」という。）の者が参加しているか。</p>
5			【地元経済への配慮】 市内事業者の活用、 再委託業務の発注に 関する考え方	10	E	<p>◆（再委託事業者を含めた）業務体制において市内事業者活用の方針が適切か。</p> <p>◆本事業を通して、市内事業者の育成（業務効率化や業務改善等）に資することが期待できるか。</p> <p>◆価格の透明性、業者選定にあたって公平性の確保のための具体的方策があるか（本市の市内事業者・これまでのメンテ業者・近接業者の活用）。</p> <p>◆地域経済へ貢献できる効果的な取組があるか。</p> <p>※市内事業者とは長崎市物品等競争入札有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」の者をいう。</p>

公告別表2 評価基準

番号	区分	大項目	中項目	分類別 配点	様式	評価の視点
6	技術点	管理運営体制	【管理運営】 組織体制・人員配置・財務状況	8	F	<p>◆本事業が円滑に進むような体制になっているか。</p> <p>◆組織体制・人員配置及び実施工程は質・量ともに充実しているか。</p> <p>◆ヘルプデスク機能を含めた総括管理体制や、保守点検業務及び修繕業務における各個別の体制は十分か。</p> <p>◆建物の安全・品質向上のための施設巡回業務の巡回数や巡回体制、巡回方法は十分か。</p> <p>◆学校で作業する作業員の教育・育成の取組みは整備されているか。</p> <p>◆巡回点検を行う者と直営の庁務員との連携ができる仕組みとなっているか。</p> <p>◆複数年にまたがる契約を履行可能な財務状況であるか。</p>
7			【管理運営】 不具合等発生時の対応	8	G	<p>◆修繕業務や緊急時に本市の指示に迅速かつ柔軟に対応するため、市内事業者等との連携体制の構築などの具体的な提案があるか。</p>
8			【管理運営】 総括責任者の仕様の理解度、能力	2		<p>◆総括責任者は業務仕様を十分に理解し、業務遂行に十分なコミュニケーション・マネジメント能力等を有しているか。</p>
9	事業計画	事業計画	【事業計画】 業務の品質管理	12	H	<p>◆長寿命化やライフサイクルコストの低減などで、施設維持管理の品質や効率性を向上させる具体的な提案があるか。</p> <p>◆デジタル技術の活用による、施設維持管理の品質や効率性を向上させる具体的な提案があるか。</p> <p>◆適切な社内検査体制があるか。</p> <p>◆モニタリングによる業務の効果検証について、建物の安全・品質向上のための具体的な提案があるか。</p>
10			【事業計画】 参加者の強み等を活かした独自提案	15	I	<p>◆実現可能性の高いものか。</p> <p>◆業務の効果を高めるものか。</p> <p>(例 教職員の負担軽減につながる取組、DXに関する取組、ゼロカーボン・カーボンニュートラルへ貢献する取組、仕様書の内容を上回る新しい取組 等)</p>
11	価格点	価格	提案価格	20	J	<p>◆経費は適正か。</p> <p>(1) 提案価格は見積限度額のうち、「保守点検業務費」及び「修繕業務費」を除いた「マネジメント業務費」「建築基準法第12条に基づく点検業務費」「学校庁務業務費」の3項目を記載することとし、その額が評価基準の対象となる。</p> <p>なお、「建築基準法第12条に基づく点検業務費」とは、【別添5-2】長崎市学校等施設包括管理業務委託仕様書・個別〈特記〉仕様書(案)の33、34の業務のことを意味し、【別添5-3】長崎市学校等施設包括管理業務委託仕様書・建築基準法第12条に基づく点検業務・対象建築物一覧を参照すること。</p> <p>(2) 見積限度額の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価するが、その基準額を下回る部分はサービス水準の低下が懸念されることから評価に反映されない。</p> <p>(3) マネジメント業務費以外の項目において、再委託業者に直接支払う費用について、作業の効率化等による削減が見込まれるとした場合でも、その削減額をマネジメント業務費に充てるような計上とせず、マネジメント業務に必要な経費はマネジメント業務費として、独立して計上すること。</p> <p>(4) 点数は小数点第三位を四捨五入する。</p>
				100		

〈受託候補者の特定〉

- ・各委員が評価基準に基づき審査した点数の合計点数を提案者の得点とする。ただし、「技術点」の合計得点が獲得可能点数の6割以上を獲得していることとする。
- ・得点が同点の場合は、評価項目の「技術点」の合計得点が最も高い事業者を受託候補者に特定する。
- ・市が提案した見積限度額を超える額で提案した事業者は、非特定とする。
- ・提案書を提出した者が1者のみの場合は、その者について提案書の審査を実施する。
- ・審査の経過に対する問い合わせには応じない。